

公 告

このたび玉田土地改良区を設立するための申請をしたいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この土地改良区となる地区となるべき地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用収益している者でその農用地若しくは土地についてこのたびの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により、令和7年10月14日までに鹿沼市農業委員会に申し出られたい。

令和7年 10月 2日

申請人 鈴木道夫 外17名
(申請人一覧のとおり)

記

- 1 維持管理計画概要書
- 2 定款の基本となるべき事項を記載した書面
- 3 定款及び土地改良事業計画の作成に当たる者の選任方法

申請人一覧

申請人

住所 鹿沼市玉田町 8 2 6 番地

氏名 鈴木 道夫 

住所 鹿沼市玉田町 1 3 8 番地

氏名 大栗 靖夫 

住所 鹿沼市玉田町 1 6 5 番地 4

氏名 市川 政一 

住所 鹿沼市玉田町 7 6 4 番地 1

氏名 藤田 佳男 

住所 鹿沼市玉田町 5 1 2 番地

氏名 中村 卓史 

住所 鹿沼市玉田町 6 2 2 番地 1 5

氏名 根本 敏雄 

住所 鹿沼市玉田町 3 2 8 番地

氏名 加藤 和彦 

住所 鹿沼市玉田町 3 4 5 番地 1

氏名 大沼 佐喜男 

住所 鹿沼市玉田町 7 4 番地

氏名 渋江 信一 

住所 鹿沼市玉田町 2 5 1 番地 2

氏名 黒崎 泰明  

住所 鹿沼市玉田町 4 5 6 番地 2

氏名 鈴木 敏彦 

住所 鹿沼市玉田町 3 2 1 番地 3

氏名 黒川 亨 

住所 鹿沼市玉田町 3 7 2 番地

氏名 稲葉 隆男 

住所 鹿沼市玉田町 9 2 1 番地

氏名 中村 英男 

住所 鹿沼市玉田町 4 2 6 番地

氏名 藤田 治 

住所 鹿沼市見野 2 番地 2 2

氏名 岩本 成夫 

住所 鹿沼市玉田町 9 7 3 番地

氏名 大出 達也 

住所 鹿沼市玉田町 4 9 4 番地

住所 高山 修一 

維持管理計画概要書

第1章 目的

地区内関係諸施設及び県営玉田地区土地改良(区画整理)事業により造成された施設を適切に維持管理することによって、農業生産の向上を図るものとする。

第2章 地域の現況

本地区は、鹿沼市東部の一級河川利根川水系黒川東岸に開けた平地に位置する。水源は黒川で、水稻を中心とした営農を行っている。農地の区画が不整形かつ狭小、農道幅員も農業機械の円滑な通行ができず、用排水路は土水路部分が多く用排兼用のため水管理に支障をきたしており、農地利用集積及び高収益作物の導入等に支障をきたしている。

(ha)

所在 地目	田	畑	山林原野	道水路敷	計
鹿沼市玉田町	45.6	0.7	0.0	6.7	53.0
計	45.6	0.7	0.0	6.7	53.0

第3章 維持管理計画

地区内の用排水施設及び農道について、多面的機能支払交付金等を活用し、草刈り、泥上げ等の維持管理を行っていく。

なお、県営玉田地区土地改良(区画整理)事業により造成された施設の譲渡又は管理委託される場合も同様に維持管理を行っていく。

第4章 費用の概算

通常の維持管理費及び運営費 年額 2,000,000 円

なお、物価の変動及び維持管理に伴って臨時に支出を要する経費は、その都度事業費を増額するものとする。

第5章 効用

当地区の用排水路等の管理は、必要に応じ各農業従事者毎に行ってきたところであるが、この管理を組織化することにより、総合的な業務効率化と業務量削減が見込まれる。

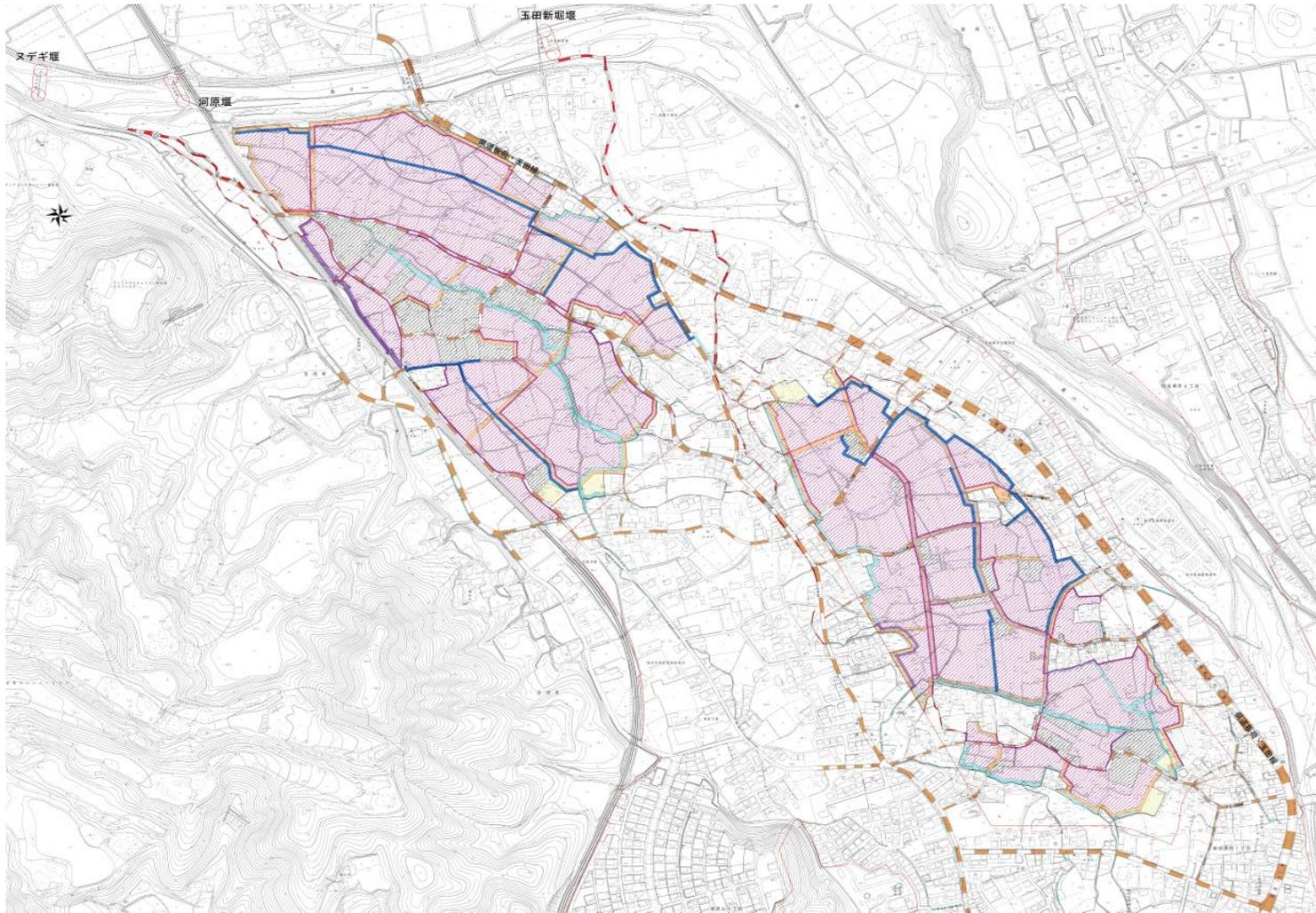
第6章 他の事業との関係

該当無し

第7章 計画概要図

別紙のとおり

計 画 概 要 図



位 置 図



凡	例
区 画 整 理	
幹 線 水 路	
小 用 水 路	
小 排 水 路	
暗 渠 化 排 水 路	
支 線 道 路	
支 線 道 路 (AS)	
水 田	
畑	
除 外	
地 区 界	

定款作成の基本となるべき事項

1 地区となるべき地域

市町村名	大字名	字名	地域
鹿沼市	玉田町	谷地、平田内、榎下、熊ノ内、逆川東、朝日内、笛吹川原、松木内、高田、砂弥内、寺前、五反田、宮脇、宮ノ入及び川久保	一円の田、畑

2 事業

- (1) 地区全域にわたる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の維持管理
- (2) 地区全域にわたる農用地、農業用排水施設の災害復旧
- (3) 県営玉田地区土地改良(区画整理)事業によって造成された施設を譲渡又は管理委託される場合の当該施設の管理
- (4) 県営玉田地区土地改良(区画整理)事業の換地計画の事務の一部及び管理業務を委託される場合の当該事務及び管理
- (5) 農地中間管理機構から農地中間管理事業、機構集積協力金交付事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業に係る事務の一部を委託される場合の当該事務

3 経費分担の基準

この土地改良区を行う土地改良事業に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良事業の施行地内の土地につき地積割に賦課する。

4 特別徴収金

法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

5 理事の定員

理事 10名 監事 2名

定款及び土地改良事業計画の作成に当たる者の選任方法

- 1 定款及び土地改良事業計画の作成に当たる者(次項において「作成委員」という。)は10名とする
- 2 作成委員は、申請人の協議により、申請人及び申請についての同意者の中から、次の基準により選任する。
 - (1) 申請人の中から選任する数は7人とする。
 - (2) 同意者の中から選任する数は3人とする。